平成２８年（フ）第１４２３号
名古屋市南区呼続２丁目15番22号　ＩＳＴ呼続109　207号
債務者　村手　良充
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５号
三重県亀山市みずほ台14番地268、前住所三重県鈴鹿市国府町2197番地の１　レンタルアパートホップ105号
債務者　濵口麻美子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７９号
三重県津市高茶屋小森町2030番地２
債務者　堀之内東一郎
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６０号
三重県伊賀市緑ケ丘南町3961番地の12　サクラハイツ102号室
債務者　カラデニズ　ジュリー　ドローサ（ＫＡＲＡＤＥＮＩＺ　ＪＵＬＩＥ　ＤＯＬＯＳＡ）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２２０号
滋賀県甲賀市水口町山710番地165
債務者　山戸　　太
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２５号
滋賀県野洲市妙光寺71番地　タカラコーポラス弐番館101号
債務者　永尾　伸孝
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３１号
滋賀県草津市志那中町54番地１　常盤団地Ｃ棟106号、前住所滋賀県野洲市近江富士２丁目14番18号
債務者　白井　清二
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３３号
滋賀県湖南市三雲799番地26
債務者　平居　和浩
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３６号
滋賀県栗東市下鈎1101番地１　宮の東ハイツ102
債務者　大内田祐香
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺1045番地４（111号）
債務者　岩城　光子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１４４号
滋賀県近江八幡市本町１丁目２番地
債務者　垣内　夏歩（旧姓嶌）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１４５号
滋賀県東近江市上二俣町1067番地
債務者　岡崎　　悌
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３４号
滋賀県長浜市八幡中山町126番地１　テラ・ソレイユ105号室
債務者　柳　　光男
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
和歌山県新宮市蓬莱２丁目４番21号　山内アパート２Ｆ
債務者　堀　美由貴
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第９４号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目180番地　ＣｏｎｓｔｅｌｌａⅡ　102号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野５丁目527番地31
債務者　山根　健一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目180番地　ＣｏｎｓｔｅｌｌａⅡ　102号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野５丁目527番地31
債務者　山根　**靖**子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住５－14号、旧住所鳥取県鳥取市栗谷町10番地
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部